

大府市スポーツ協会加盟競技部規程

第1章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は大府市スポーツ協会規約第10条、加盟競技部に関する事項を定める為、制定する。

(加盟競技部)

第 2 条 当協会に次の競技部を置く。

(1) 軟式野球、ソフトボール、卓球、ソフトテニス、テニス、弓道、ゴルフ、陸上競技、柔道、剣道、バドミントン、バーボール、クレー射撃、サッカー、バスケットボール、ボウリング

(2) スポーツ少年団

(3) レクリエーション部

グラウンドゴルフ協会・ファミリーバドミントンクラブ・インディアカ連絡協議会・ビーチボールバレー連絡協議会

第2章 組 織

(組織)

第 3 条 加盟競技部は市内のそれぞれの競技団体として適當なる数の組織を有し、所属する全国競技団体のあるものは、その規則に準拠しなければならない。

第 4 条 加盟競技部にあっては市単位の体育運動の統轄団体として適當なる組織を有しその団体を代表して会務を総理する長を置かなければならない。

第3章 権 限

第 5 条 加盟競技部は規約第18条により、団体ごとに選任した評議員1名を代表者から当協会長に届け出なければならない。

2 前項の規定によって選任された評議員が理事または監事に就任したときは評議員の資格を失う。この場合には前評議員の選任母体からこれに代わる評議員を選任する。

第4章 義 務

(報告及び届出義務)

第 6 条 加盟競技部は毎事業年度終了後1ヶ月以内に次の書類を具して事業の状況を、当協会に報告しなければならない。

(1) 当該年度の事業計画書及び収入支出予算書

(2) 前年度の事業報告書及び収入支出決算書

2 加盟競技部は選出評議員ならびに規約、その他提出書類に変更があった場合には直ちに、その旨を届け出しなければならない。

3 加盟競技部は規約等に基づいて処分を行う場合、事前に当協会に報告しな

ければならない。

(会 費)

- 第 7 条 加盟競技部は毎年 5 月末までに定められた会費を当協会に納入しなければならない。
2 年度途中加入会員の会費は、8 月 11 月または随時納入しなければならない。

(加 盟)

- 第 8 条 規約第 10 条により新たに当協会に加盟しようとする団体はその代表者より次の書類を会長に提出し総会の承認を得なければならない。
(1) 加盟申込書（代表者名、住所、及び連絡先を明記すること。）
(2) 規約ならびに加盟競技部の場合にはそのアマチュア規約。
(3) 組織の一覧表および役員表
(4) 前年度事業概況書、当該年度事業予定表および当該年度予算書
2 加盟の承認を得た団体はただちに会費を納付し第 5 条によって評議員を選出して、その住所、氏名、生年月日を届けなければならない。

(脱 退)

- 第 9 条 加盟競技部が脱退しようとする場合には次の書類を提出し、総会の承認を受けなければならない。
(1) 脱退願書
(2) 脱退理由書
2 加盟競技部が規約第 9 条の資格を失った時、またはこの協会の加盟競技部として不適当と認められたときには総会の決議をもってこれを脱退させることができる。

(納付金等の精算)

- 第 10 条 加盟競技部が前条第 1 項、または第 2 項により脱退した場合に既に納付した会費、支払経費等は理由の如何を問わず返還しない。脱退前に支払いの義務を生じた金額は直ちに納入しなければならない。

附 则

本規程は昭和 59 年 4 月 1 日より施行する。

平成 22 年 5 月 18 日一部改正

平成 24 年 4 月 22 日一部改正

平成 30 年 4 月 26 日一部改正

平成 31 年 4 月 1 日一部改正

令和 4 年 4 月 1 日一部改正